平成２６年（フ）第３１号
山口県山陽小野田市高栄２丁目３番12号
債務者　大野藤四郎
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第２０号
山形県長井市今泉1857番地25
債務者　小山　明美
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第１５３号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地１街区６棟502号
債務者　近藤　真司
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１６２号
埼玉県狭山市新狭山２丁目６番地の29　広瀬マンション205
債務者　平塚　賢一
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１６３号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ舞２丁目１番13号
債務者　安野　恵子
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２７号
千葉県君津市俵田1348番地３
債務者　内藤　美香（旧姓葛岡）
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第３２号
千葉県銚子市末広町２番地の10
債務者　信田　晴彦
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第４１号
千葉県山武郡横芝光町宮川1586番地　県営住宅76号
債務者　田中　　博
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第５５号
千葉県香取郡多古町南並木552番地１　３号
債務者　越川　正男
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第２８号
岐阜県揖斐郡揖斐川町脛永642番地１　脛永駅前町営住宅507号
債務者　岩間　千春
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第７３号
岡山県倉敷市福井143番地１　セレッソⅡ101
債務者　亀髙　亜希
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第８０号
岡山県倉敷市玉島２丁目24番９号　サンヒルズてまり206号
債務者　竹川ツタ子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第７４号
高知県土佐市宇佐町宇佐416番地１
債務者　土屋　昭治
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第８０号
高知市瀬戸東町１丁目91番地　サカイチマンション２階東
債務者　堀川　裕介
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第８８号
高知県香南市野市町母代寺507番地
債務者　田中　宏明
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第８９号
高知県香南市野市町母代寺507番地
債務者　田中佐美子
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１０９号
高知県南国市三畠247番地
債務者　川村　陽彦
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１１０号
高知市北本町３丁目11番41号　第５前田荘202
債務者　中谷　三郎
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
高知地方裁判所破産係